伊勢市公報

第 503 号
令和８年 10 月 20 日
火　曜　日

目　　次

頁

規　則
○　伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則　2
○　伊勢市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則　4

告　示
○　確認を行った特定地域型保育事業者について　10
○　放置自転車等の撤去及び保管について　11

農業委員会告示
○　農業委員会総会の招集について　13

上下水道事業告示
○　流域関連公共下水道の供用開始について　14

公　告
○　負傷動物等の収容について　15
○　伊勢市農業振興地域整備計画の変更に係る案の縦覧について　16
○　伊勢都市計画道路の変更に伴う図書の縦覧について　18
○　都市公園の廃止について　19

消防本部公告
○　指定催しの指定について　20

公　表
○　令和７年度定期監査等結果に対する措置状況について　21
○　令和７年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況について　32

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月２日

伊勢市長　鈴　木　健　一

伊勢市規則第 57 号

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 111 号）の一部を次のように改正する。

第８条中「第６条の２第４項」を「第６条の２第６項」に改める。

第９条の見出しを「(多量排出事業者)」に改め、同条中「第 13 条」を「第 13 条第１項」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年 10 月 15 日

伊勢市長　鈴　木　健　一

伊勢市規則第 58 号

伊勢市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市道路占用等に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 133 号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「令第９条の規定により道路の占用の期間の更新の許可を受けようとする者若しくは」を削り、同項後段を削る。

第４条の２の次に次の１条を加える。

（更新許可の申請）

第４条の３　前条第３項の許可を受けた者が、当該許可の期間の満了後引き続き占用しようとするときは、当該期間の満了する日の１月前までに、道路占用更新許可申請書（様式第４号の２）に道路占用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

２　前条第３項及び第４項の規定は、前項の許可について準用する。

様式第２号を次のように改める。

様式第２号（第４条関係）

道路占用 許可申請 書
　　協議

新規	変更	第　　号 年　月　日

年　　月　　日

（宛先）伊勢市長

〒
住　所
氏　名
担当者
電話

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的				
占用の場所	路線名		車道・歩道・その他	
	場所			
占用物件	名称	規模	数量	
占用の期間	年　月　日から 年　月　日まで　間	占用物件の構造		
工事の時期	年　月　日から 年　月　日まで　間	工事実施の方法		
道路の復旧方法		添付書類		
備考				

記載要領

１　「許可申請 協議」、「第32条 第35条」及び「許可を申請 協議」については、該当するものを○で囲むこと。

２　新規 変更 については、該当するものを○で囲み、変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。

３　申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。

４　「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が２以上の地域にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。

５　変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（　）書きすること。

６　「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

様式第４号中「第４条の２」を「第４条の２、第４条の３」に改め、同様式の次に次の１様式を加える。

様式第４号の２（第４条の３関係）

道路占用更新許可申請書

年　　月　　日

（宛先）伊勢市長

〒
住　所
氏　名
担当者
電話

下記の占用物件について、占用の許可を更新したいので申請します。

記

占用の目的			
前回許可番号	第　　号		
前回許可年月日	年　　月　　日		
初回受付番号	受付　第　　号		
占用の期間	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		
占用の場所	路線名		車道 ・ 歩道 ・ その他
	所在		
占用物件	名称 規模 数量・面積		
占用物件の安全性	□安全性を確認しました。 （占用物件の安全性に問題が無いことを確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。）		

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市道路占用等に関する規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市道路占用等に関する規則に定める様式によるものとみなす。

3　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市告示第 195 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 29 条第１項の確認をしたので、同法第 53 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和８年 10 月８日

伊勢市長　鈴　木　健　一

１　特定地域型保育事業者の名称

特定非営利活動法人　こども未来創造学園

２　確認に係る事業所の名称及び所在地

にこにこバイリンガルスクール

伊勢市上地町 2951 番地１

３　確認の年月日

令和８年９月 17 日

４　地域型保育事業の種類

小規模保育事業（満３歳以上限定小規模保育事業）

５　事業開始年月日

令和８年 10 月１日

伊勢市告示第196号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成25年伊勢市条例第19号）第12条第２項及び第13条第２項並びに第14条第１項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第２項の規定により告示します。

令和８年10月13日

伊勢市長　鈴　木　健　一

１　保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和８年９月17日 午前９時00分	伊勢市駅周辺駐輪場 （伊勢市吹上１丁目地内）	６台
〃	令和８年９月17日 午前10時30分	伊勢市駅北駐輪場 （伊勢市吹上１丁目地内）	７台
計			13台

２　保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内又は伊勢市御薗町高向地内）

３　保管期間

告示の日から60日間

4　保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第１項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5　連絡先

放置自転車等管理業務委託先　株式会社エボリューション

電話番号　080-1580-8974

伊勢市農業委員会告示第 10 号

伊勢市農業委員会第 250 回総会を次のとおり招集します。

令和８年 10 月８日

伊勢市農業委員会
会長　森川　正弘

１　招集の日時　　令和８年 10 月 15 日（木）午後２時

２　招集の場所　　伊勢市　御薗公民館　２階　講堂

３　付議すべき事項

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第４号　非農地証明願について
議案第５号　伊勢市農用地利用集積等促進計画について
（農地中間管理機構への意見提出及び要請分）

伊勢市上下水道事業告示第20号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第９条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和８年10月16日から２週間、伊勢市上下水道部下水道課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

令和８年10月15日

伊勢市長　鈴　木　健　一

１　供用(下水の処理)を開始する年月日

令和８年11月１日

２　供用(下水の処理)を開始する区域

岡本２丁目、岩渕３丁目、尾上町、倭町の一部

３　供用を開始する排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示します。

４　当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称

位置　伊勢市大湊町1126番地

名称　宮川浄化センター

５　供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

伊勢市公告第53号

負傷動物等の収容について

次の動物を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第２項の規定により収容した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、公告します。

令和８年10月１日

伊勢市長　鈴　木　健　一

１　収容した動物

番号	保護した場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市植山町	猫	雑種	キジトラ	不明	小	子猫	
2	伊勢市植山町	猫	雑種	キジトラ	不明	小	子猫	
3	伊勢市植山町	猫	雑種	キジトラ	不明	小	子猫	
4	伊勢市植山町	猫	雑種	黒	不明	小	子猫	
5	伊勢市植山町	猫	雑種	黒	不明	小	子猫	
6	伊勢市植山町	猫	雑種	黒	不明	小	子猫	

２　収容した日　令和８年９月28日

３　収容期限　令和８年10月２日

４　連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所　衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第54号

伊勢市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第４項において準用する同法第11条第１項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができます。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告します。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和８年10月６日

伊勢市長　鈴　木　健　一

１　縦覧期間

自　令和８年10月７日

至　令和８年11月５日

２　伊勢市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

伊勢市産業観光部　農林水産課

郵　送　〒516-8601

伊勢市岩淵１丁目７番29号　伊勢市役所　農林水産課

ＴＥＬ　0596－21－5645

ＦＡＸ　0596－21－5651

電子メール　nourin@city.ise.mie.jp

3　意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見書は、意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

4　異議の申出方法及び申出に当たっての留意事項

申出書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記申出先に直接持参するか、郵送により提出してください。

伊勢市公告第55号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により、三重県から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和８年10月13日

伊勢市長　鈴木　健一

１　都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画道路

３・３・15号豊川浦田線

２　都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

３　縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市公告第 56 号

都市公園の廃止について

次のとおり都市公園を廃止するので、伊勢市都市公園条例（平成 17 年伊勢市条例第 159 号）第 15 条の規定により公告します。

令和８年 10 月 15 日

伊勢市長　鈴　木　健　一

１　廃止する都市公園の名称等

名　　称	位　　置	区　域（㎡）
エバグリーン船江公園	伊勢市船江４丁目 1438 番 40	306

２　廃止に係る区域

別図のとおり

「別図」は省略し、伊勢市都市整備部維持課に備え置いて縦覧に供します。

３　廃止の期日

令和８年 10 月 15 日

伊勢市消防本部公告第３号

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第 205 号）第42条の２第１項の規定により、多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして指定した催しを次のとおり公告する。

令和８年10月７日

伊勢市消防長　堀　江　武

１　会　場

高柳商店街周辺～県道鳥羽松阪線～伊勢市駅周辺（別紙）

２　名　称

伊勢まつり

３　主催者

伊勢まつり実行委員会　会長　世古　和久

※「別紙」は省略し、伊勢市消防本部予防課に備え置いて縦覧に供する。

伊勢市監査委員公表第５号

令和７年度定期監査等結果（意見）に対する措置状況を、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和８年 10 月５日

伊勢市監査委員　檜山　高知
伊勢市監査委員　中井　　豊
伊勢市監査委員　宮﨑　　誠

定期監査等結果に対する措置状況

【総務部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
総務課	①情報管理について、事故等の状況を把握し、管理統轄する部署が必要と考えるので検討いただきたい。	「措置済」 情報管理体制については、現在、情報の漏洩やインシデント等が発生した際は、発生部署から関係部署に対して速やかに報告するよう徹底しています。今後も関係部署が緊密に連携し、適切な情報管理と迅速な対応に努めます。
職員課	①職員の働き方改革などを目的として、全国的に窓口業務の時間短縮を行う自治体が増えてきている。今後、検討される場合は、関係部署と連携を図り、市民サービスへの影響に配慮して進めていただきたい。	「実施中」 本市においても現在、窓口受付時間の短縮について検討を進め、市議会へ報告しました。今後は、試行運用、市民への十分な周知、関係部署における準備・調整を進めます。

【情報戦略局】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
デジタル政策課	①伊勢市デジタル行政推進ビジョンに基づくアクションプランの令和６年度実績については、全体としてはおおむね目標を達成しており、着実な取組みが進められていると認められる。今後、市民サービスのさらなる向上を図るためには、DXを効果的に進めることが求められる。中核を担う人材の育成に継続的に取り組むとともに、職員のデジタルデバイド解消に向けた取組みも必要と考えるので、配慮いただきたい。	「実施中」 令和７年度より基礎研修を実施するなど、職員のデジタルデバイド解消に取り組んでおり、令和８年度も同様に実施する予定です。 また、全職員の中から選出した職員に対し、集中的に今後のDXをけん引し中核を担う人材として、育成を進めています。

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
企画調整課	①財政状況の厳しさが増す中、歳入確保の強化は喫緊の課題である。ふるさと応援寄付金について、返礼品の検討や委託先の幅広い選定など、抜本的な見直しを含めて検討いただきたい。	「措置済」 令和８年４月にふるさと応援寄附金の寄附額の増進等の実績・ノウハウを有した事業者の契約候補者を選定する公募型プロポーザルを実施し、令和８年７月から新たな事業者への業務委託を開始しました。
財政課	①財政状況の厳しさが増す中、安定運営のために苦心してもらっている。財政状況の現状や将来の見通しについて、予算編成時に通知されているが、課題への当事者意識を一段と促し、さらなる業務改善と意識改革をお願いしたい。	「実施中」 予算編成通知や予算執行方針に係る説明会を通じて、厳しい財政状況を全庁的に周知するとともに、日常の執行に関する相談対応等においても、職員一人ひとりのコスト意識向上に向けた指導を継続的に行っています。また、予算編成においては、枠配分予算を実施し、より効率的・効果的な事業立案につなげています。
	②予算執行に関する研修を実施しているが、期限までに支払われていない事例が継続的に発生している。適正な事務処理のため、研修内容のさらなる充実に努めてもらいたい。	「実施中」 昨年度に引き続き、少人数かつ打ち合わせ形式の出前研修を実施し、より実践的で具体的な事務知識の習得を図りました。また、支払い遅延を防止するためのチェックツールを作成して各課へ利用を周知し、確認体制の強化を図りました。

【資産経営部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
資産経営課	①避難施設である旧学校施設について、老朽化が進み、大規模修繕が必要となった際の方針を、施設類型別計画に基づき、関係部署とともに検討いただきたい。	「実施中」 施設類型別計画では、廃校については施設の改修は行わず、安全に利用ができる期間は、防災対策として利用し、老朽化が進み維持することが困難となった場合は、除却を行うこととしています。ただし、災害時の拠点となる重要な施設であることから、必要に応じて関係部署とも協議を行います。

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
資産経営課	②類似施設間における使用料の設定に相違が見受けられる。物価高騰により施設の維持管理費が増加している中、安全な施設を継続して提供し、利用者の公平性を確保するため、利用者の負担と市の負担とのバランスを考慮したうえで、全庁的かつ統一的な見直しを検討いただきたい。	「実施中」 施設使用料の改定については、「施設使用料等に関する見直し指針」において、施設類型別計画に基づく再編・建替えの時期にあわせて実施することに加え、利用状況によっては経費削減とともに利用率向上策も検討しつつ実施することとしています。 現在、当指針の改正に向けて検討を開始しました。
契約課	①随意契約について、透明性確保のため、相手方の選定理由に関し、一層の厳格な確認をお願いしたい。	「措置済」 随意契約を行う場合は、合理的かつ客観的な理由の説明責任があることを改めて研修等を通じ各課に注意喚起するとともに、法令上、随意契約が競争入札の例外規定であることを深く念頭に置き、各案件の相手方の選定理由について、一層厳格に確認するよう努めています。

【環境生活部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
市民交流課	①出会い支援センターについて、既存の委託事業者の活用状況や広域での実施の可能性を踏まえ、費用対効果を十分に検証し、効果的な運営方法や事業のあり方を検討いただきたい。	「措置済」 出会い支援センターは、県との役割を整理し、令和７年度末で市の事業を終了しました。令和８年度からは、県が同所に設置する「みえ出逢いサポートセンター南勢サテライト」が開所日を拡充し出会い支援に取り組んでいただいています。市としては、県や定住自立圏内市町と連携して、結婚を望む人への出会いの場となるイベントの実施や情報発信を行っています。

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
市民交流課	②男女共同参画映画祭について、高齢者の参加が多いように思われる。学校などでの出前放映など、若年層への啓発強化もお願いしたい。	「措置済」 令和７年度は親子向けの映画祭を開催し、子どもと保護者の方に多数ご参加いただきました。今後も内容を工夫し幅広い世代への啓発に取り組みます。
ごみ減量課	①ごみ分別アプリ「さんあ～る」を導入しているが、アプリ名称の由来である３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）が、市が目指すごみ減量化の基本方針であることをわかりやすく周知し、市民への啓発につなげていただきたい。	「実施中」 ３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）は、本市が目指すごみの減量化を進める上での基本方針であることを、これまでも各種イベントや出前授業などを通じて、市民や事業所に対し周知に努めています。 今後も、ごみ分別アプリ「さんあ～る」の配信機能やＳＮＳ、３ＲのＰＲキャラクター「かもしかのごみバスターズ」などを効果的に活用し、３Ｒを分かりやすく発信することで、市民や事業所の意識向上と行動変容につながる啓発に取り組みます。
支所	①支所危機管理対応マニュアルについて、周知が不十分である。また、内容や文言の見直しも必要と考える部分がある。検討いただきたい。 ②募金に関しては、リスク軽減の観点から、現金の取扱いを極力控えるよう検討いただきたい。	「措置済」 「支所危機管理対応マニュアル」は令和８年１月に改訂済です。支所長会にて、あらためてマニュアルの周知を促しました。今後は、年１回、マニュアルに記載されているチェックリストによる職場点検とあわせてマニュアルの点検を実施します。 「措置済」 定期的に実施される「緑の募金」と「日赤活動資金」等について、現金を受領した際は直ぐに回収に来ていただくよう依頼元である農林水産課や社会福祉協議会と調整し、令和８年度から対応済です。

【健康福祉部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
医療保険課	①おくやみコーナーについて、希望日時の予約が難しい状況が続いている。利用状況に応じ、複数利用者の同時対応ができるよう検討いただきたい。	「措置済」 お悔やみコーナーの予約について、１組あたりの対応時間および対応できる人数を考慮し、1日最大４組の予約を受け付けています。 申込み多数により希望される日時に予約が出来ない場合であっても、当日の窓口受け付けとして予約とは別に対応を行っています。
高齢・障がい福祉課	①個別避難計画の策定を進めてもらっているところである。計画策定後は、自治会が実施する避難訓練を通じて計画を実施・検証し、必要に応じた見直しをお願いしたい。	「措置済」 各自治会へは、提供した個別避難計画を活用していただき、避難行動要支援者の避難も考慮に入れた避難訓練の実施をお願いしています。また、避難行動要支援者本人へは、状況に変化があった際や、避難訓練を通じて改善点等が見つかった際は、個別避難計画を修正し提出していただいており、今後も必要に応じた見直しを行います。
福祉総合支援センター	①認知症の方やその家族が交流し、不安や悩みを気軽に相談できる場を提供するオレンジカフェ事業を実施している。必要とする方がより参加しやすくなるよう、周知方法の充実や開催方法の工夫に努めていただきたい。	「措置済」 身近な場所でオレンジカフェ事業（認知症カフェ）に参加できるよう、令和８年度から市内全ての地域包括支援センターにおいて認知症カフェを開催しています。 また、認知症サポーター養成講座や認知症に関する相談を受けた際に配布する「認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）」を見直し、認知症カフェの開催をわかりやすく記載するなど、周知方法の工夫を図っています。

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
子育て応援課	①放課後児童クラブに関して、利用料金制度の早期改善や、地域により相違が認められる設置場所及び利用可能な学年の見直しについて、検討をお願いしたい。	「検討中」 学区毎の児童数の推移や利用意向の把握、課題の整理を進めながら、地域の運営事業者等とも連携し、適切な利用料金制度への見直し及び受入体制の確保･拡充に向けて検討しています。
保育課	①人口減少が進む中、公立と私立保育所が競合することで保育サービスの低下につながらないよう、役割分担などを検討いただきたい。	「実施中」 令和７年３月に策定した伊勢市こども計画において、児童数、地域分布、保育ニーズ、施設の状況及び民間施設の配置・運営状況等を踏まえ、市全体の適正配置を図る方針を定めました。今後、公立施設のうち、子育て支援センターの併設や多機能化に対応できる施設を、耐用年数を勘案しながら地域の拠点として整備し、他の施設は統廃合も視野に入れ整理します。また、特別な支援や医療的ケアを必要とする児童の受入先として、セーフティネットとしての保育体制や環境を整備します。

【産業観光部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
観光振興課	①手荷物預かり所業務委託の収入金について、早期の改善をお願いしたい。 ②部署で保有する切手が、２年間使用されていない。他部署への譲渡も含め、市としての有効活用を検討いただきたい。	「検討中」 適正な事務処理を行うため、関係機関と協議を行っており、早期の改善に向けて検討を行っています。 「措置済」 今後の事務執行において、使用する予定です。保有状況を定期的に点検するとともに、使用見込みがない場合には速やかに他部署との調整を行うなど、有効活用に努めます。

【都市整備部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
監理課	①自治会等からの要望等について、部署内での管理はされているが、相手方に進捗状況等を定期的に伝えることで、安心感や信頼感の構築につながると思われるので、一考いただきたい。	「措置済」 自治会等からの要望に対しては、原則として１か月以内に回答することとしています。調査や調整が必要となり、回答までに１か月以上かかる場合には、途中経過や進捗状況を適宜お知らせするよう努めています。この取組みについては、今後も徹底します。
維持課	①少額の剪定業務の委託先に一定の偏りが認められる。緊急対応のため、対応可能な事業者を選定する必要があることは理解するが、一考いただきたい。	「措置済」 少額の剪定業務については、施行地域に事業所が近い造園業者へ相談、見積を依頼することを基本としていますが、これまでの実績において各業者で見積価格に大きな差が生じていることから、限られた予算で多くの要望箇所の対応を行うため、複数の業者に見積を確認した上で、安価な業者を選定しています。

【会計課】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
会計課	①市全体において、支払事務の誤りが継続して生じている。職員の知識や危機意識の欠如が主な要因である。出納を統轄する部署として継続した指導をお願いしたい。	「実施中」 年度当初に通知「出納整理期間の適正な支払事務の執行について」の別紙資料として「会計課からのお願い」を添付し、支払事務において注意すべき点について周知を図りました。また、支払遅延重大事案の発生を受けて、事務処理手順の確認と対策を各所属に依頼しました。 今後もこれら通知のほか、職員研修や審査実務を通じた周知、啓発、注意喚起を継続的に実施し、支払事務のさらなる適正化を図ります。

【監査委員事務局】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
監査委員事務局	①提出された監査資料について、印字の薄さや不適切なページ設定、縮小印刷などにより判別が困難な事例、また、記載方法が統一されていない事例が認められた。適正な監査実施のため、十分な確認と調整をお願いしたい。	「措置済」 監査資料作成上の注意事項に記載しているところですが、改めて周知徹底を行います。また、提出資料の確認を徹底し、不備がある場合は修正及び再提出を依頼します。

【農業委員会事務局】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
農業委員会事務局	①違反転用について、通知にて指導してもらっているが、より実効性が高まるような取組みについても検討いただきたい。	「検討中」 文書による通知のみではなく、対面での指導等、効果的な方法を検討します。

【市立伊勢総合病院】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
経営企画課	①看護師の定着と継続的な雇用を図るため、SNS など、若年層の利用率が高い媒体の利用も検討いただきたい。	「検討中」 SNS 活用に関しては、その利便性と効果を十分に検証し、活用に努めていきます。

【教育委員会事務局】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
教育総務課	①生徒の通学バスについて、運転手の認識不足を要因とする停車場所の誤りが生じている。事故の危険性を内包するものであり、受託者への適切な指導をお願いしたい。また、業務体制に係る仕様の見直しについても検討いただきたい。	「措置済」 該当の受託者に対して指導するとともに、他の受託者にも注意喚起を行い、再発防止を徹底します。

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
教育総務課	②事故等に伴う顛末書については、原因や現状のルール、事故への対応や本人への指導内容、再発防止策等の記載が必要と考えるので、検討いただきたい。	「措置済」 今後、顛末書には意見いただいた内容について記載するように指導を行います。
学校教育課	①児童への対応が多様化する中、適切な教育実施のため、教員に対する、さらなる研修の充実を検討いただきたい。 ②通学路に係る危険箇所の把握と改善に努めてもらっているところであるが、さらなる安全確保のため、関係機関と情報共有及び連携し、対応を進めていただきたい。	「措置済」 各学校が児童生徒の実態に応じた研修計画を立てて実施しています。教育研究所が実施する研修に参加し、研鑽に努めます。 「措置済」 伊勢市では、関係機関が連携体制を構築し、「伊勢市通学路交通安全プログラム」を策定しています。さらなる安全確保のため関係機関と連携し取組を進めます。
教育メディア課	①個人が所有する機器の使用禁止等、学校における USB メモリの使用ルールについて、引き続き各学校へ指導いただきたい。	「措置済」 情報セキュリティの徹底や記憶媒体の適切な取り扱いに関して、各校へ通知を発出し、私物 USB メモリの使用禁止および適正な運用管理について改めて指導しました。今後も、情報セキュリティの確保に向け、各種媒体の適正利用について、継続した指導を行います。
教育研究所	①緊急支援員について、人員の課題はあると認識するが、早期に配置することで、学校の負担を軽減するとともに、教育の充実にもつながると考えるので、検討いただきたい。	「措置済」 ３人の緊急支援員を学校からの毎月の要請に応じて、配置しています。要請数が３校以上になり、配置できない場合が生じていましたが、学校訪問等を通じて緊急度が高いと判断したため、臨時的措置として追加の緊急支援員配置を行いました。今後も教育の充実のため、適切な対応に努めます。

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
小中学校	①鍵の管理について、誤って持ち帰った際に確認ができるよう帳簿管理を行う等、検討いただきたい。 ②個人が所有するUSBメモリの使用状況について、把握が不十分であると思われる。個人情報の紛失につながることがないよう、教育委員会事務局と連携し、適切な取扱いに努めていただきたい。	「措置済」 今後は帳簿等での鍵の管理を徹底します。 「措置済」 教育委員会事務局の指導に基づき、私物USBメモリの使用禁止を含めた管理体制を改めて見直し、適正な運用を徹底します。今後も事務局と連携し、情報資産の適切な取扱いに努めます。

【消防本部（署）】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
通信指令課	①映像通報について、市民への周知が充分でないと思われる。円滑な対応につながるよう制度の周知をお願いしたい。	「実施中」 令和８年度中に広報動画を伊勢市消防本部ホームページ等で視聴できるよう改善して周知に努めます。

伊勢市監査委員公表第６号

令和７年度財政援助団体等監査結果（意見）に対する措置状況を、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和８年10月５日

伊勢市監査委員　檜山　高知
伊勢市監査委員　中井　　豊
伊勢市監査委員　宮﨑　　誠

財政援助団体等監査結果に対する措置状況

【厚生地区まちづくりの会、東大淀地区まちづくり協議会、宮山まちづくりの会、有緝まちづくり協議会、早修ふるさと未来 NAVI】

所管課等	監査結果（意見）	措　置　状　況
市民交流課	①経理書類について、用途及び数量等の記載がない事例が認められた。補助金の支出目的に沿うものかを確認するために必要と考えるので、記載いただきたい。	「措置済」 まちづくり協議会向けの資金執行マニュアルに該当内容を掲載しており、あらためて周知を行いました。今後も適切に処理されるよう、助言や指導を行ってまいります。

【伊勢市生涯学習センター】

所管課等	監査結果（意見）	措　置　状　況
社会教育課	①継続したサービス提供のため、指定管理者の財務状況資料の確認が必要と考える。コロナ禍後の回復を待つところであり、継続的な確認をお願いしたい。	「実施中」 伊勢市指定管理者制度導入指針における、指定管理者制度導入による効果検証のため、施設の効率的な運用について、統一的な評価・検証を行っています。 指定管理者には、引き続き、財務状況等の運営状況について定期的に確認を行い、継続したサービスの提供に努めます。